

教育に関する最近の重要課題について

＜教育全体＞

1. 教育振興基本計画について（参考資料1）

- 現行の教育振興基本計画は、教育基本法第17条の規定に基づき、政府として初めて策定（平成20年度～平成24年度の計画）。
- 今後、次期の計画の策定に向けた検討が必要。

2. 教育費の現状と課題について（関係資料P.8～P.10）

- 大学卒業までにかかる費用：全て国公立では約1,000万円、全て私立では約2,300万円
- 家庭の経済状況と子どもの学力や進路との間には相関関係が見られる。
- 我が国は、諸外国と比べ、特に就学前教育・高等教育において、私費負担割合が高い。
 - ※私費負担の割合 就学前教育：日本56.2%、OECD平均20.3%
 - 高等教育：日本67.5%、OECD平均30.9%
- 諸外国は少子化が進展するなか、教育への公財政支出を増加している一方で、我が国は横ばい。
 - ※公財政教育支出の伸び率（1999年を100とした場合の2007年の伸び率）
韓国166、イギリス158、アメリカ129、日本104
- 国・地方をあわせた公財政教育支出は、我が国はOECD諸国の中で最低水準。
 - ※公財政教育支出の対GDP比 日本3.3%、OECD平均4.8%
- 今後、OECD諸国等の状況も参考にしつつ、教育投資を確保していくことが必要。

3. 熟議に基づく政策形成について（関係資料P.11）

- 中央教育審議会等の専門家による検討に合わせて、当事者による「熟議」に基づく意見を踏まえて政策形成を行っていくため、対面で行う熟議（リアル熟議）と文部科学省「熟議カケアイ」サイト上で行う熟議（ネット熟議）を組み合わせる展開。
- リアル熟議については、多様な当事者が様々なテーマで、これまで全国各地約60箇所で開催。
- ネット熟議については、これまで約20テーマで熟議が実施され、全国47都道府県・海外から約1万4千件の対話・意見表明。（ページビューは約200万件）

4. 学校・家庭・地域の連携について（関係資料P. 12～P. 13）

- 学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体で子どもを見守る環境づくりを推進することが必要。このことは「新しい公共」を創出し、地域の「絆」を再構築していく上でも重要。
- 学校支援地域本部：2,540本部、放課後子ども教室：9,280教室

5. 新卒者の雇用、キャリア教育・職業教育等について（関係資料P. 14～P. 15）

- 新規大卒予定者等の就職環境は非常に厳しい。
※就職内定率：新規大卒者等（平成22年12月1日時点）：68.8%、新規高卒者（平成21年11月末時点）：70.6%
- 雇用のミスマッチや、就職活動の長期化・早期化の改善が課題。
- キャリア教育・職業教育については、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月）を踏まえ、各種施策を検討・実施。（資料7－2参照）
- 政府をはじめ、経済界、産業界や労働界が一体となった取組が必要。

6. 地域主権改革の動向について（関係資料P. 16～P. 17）

- 平成22年6月に策定された「地域主権戦略大綱」（閣議決定）に基づき、地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けの見直しやひも付き補助金の一括交付金化等について、引き続き検討が必要。

＜初等中等教育分野＞

7. 高校授業料実質無償化について（関係資料P. 18）

○家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年4月より、公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金の支給を実施。平成23年度予算案においても、必要な経費として3,922億円を計上。

8. 教職員の定数改善について（関係資料P. 19～P. 20）

- 新学習指導要領の本格実施やいじめ等の学校教育上の課題に適切に対応することができるよう、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保し、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育の実現が急務。
- そのため、平成23年度政府予算案において、小学校1年生で35人以下学級を実現するため、2,300人の教職員定数の改善を盛り込むとともに、このための義務標準法の改正案を閣議決定。
- 小学校2年生以降の35人以下学級については、義務標準法改正案に「学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずる」とする旨の規定を盛り込んでおり、今後、政府部内において検討を進める。

9. 教員の資質能力の向上方策について（関係資料P. 21～P. 22）

- 学校教育の成否は教員にかかるものであり、教員養成・採用・研修の各段階を通じて教員の資質能力の向上を図ることが必要。
- 現在、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会において審議中。平成23年1月には、審議経過報告がまとめられた。

10. 新学習指導要領の円滑な実施について（関係資料P. 23）

- 平成20年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を、平成21年3月に高等学校・特別支援学校学習指導要領等を改訂。「生きる力」の育成に向け、授業時数や教育内容の充実等を図った。
- 小学校では平成23年4月、中学校では平成24年4月、高等学校では平成25年度入学生（数学・理科については平成24年度入学生）から年次進行で全面实施。
- 新学習指導要領の円滑な実施に向け、教職員定数の改善をはじめ、必要な条件整備を実施。

1 1. 全国学力・学習状況調査、学力の現状について（関係資料P. 24～P. 26）

- 国際的な学力調査の結果から、我が国の子どもたちの学力は、全体としては国際的にみて上位にあるものの、世界トップレベルの国々と比較すると成績の下位層が多いことなどの課題。
- これまでの全国学力・学習状況調査（小学6年、中学3年を対象）の結果から、基本的・基礎的な知識は概ね身についているが、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力（※）に課題。
※ 例えば、資料や情報に基づいて自分の考えや感想などを明確に記述することなど
- 今後の全国的な学力調査の在り方等については、平成22年6月より「全国的な学力調査の在り方等の検討に関する専門家会議」において検討中。検討を踏まえ、今年度内を目処に報告をとりまとめる予定。なお、平成24年度調査から「理科」を追加する方向で検討中。
- 平成23年度全国学力・学習状況調査は平成22年度と同様に抽出調査及び希望利用方式で実施予定。（4月19日（火））

1 2. 生徒指導上の諸課題について（関係資料P. 27～P. 28）

- 暴力行為の発生件数が4年連続で増加し、いじめの認知件数や不登校児童生徒数等も依然として相当数に上る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な活用など、教育相談体制の充実を図ることが必要。
- 問題行動の低年齢化が進む中、小学校の生徒指導体制の充実とともに、各学校における組織的・体系的な生徒指導体制を図ることが必要。

1 3. 幼保一体化について（関係資料P. 29）

- 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、その検討のため、平成22年1月29日に関係閣僚級会合として「子ども・子育て新システム検討会議」を立ち上げた。
- 現在、同会議の下で関係府省の副大臣・政務官による作業グループ及び有識者等で構成する3つのワーキングチームを開催し、制度の在り方について具体的検討を行っている。

14. 教育の情報化について（関係資料P. 30～P. 31）

- 平成22年4月より、「学校教育の情報化に関する懇談会」において今後の教育の情報化の在り方に関する総合的な推進方策について検討中。本懇談会における議論等を踏まえ、本年度中に「教育の情報化ビジョン」を策定予定（平成22年8月に骨子を公表）。
- 平成23年度予算案において、「学びのイノベーション事業」で、デジタル教科書・教材など情報通信技術を活用した教育の可能性に関する実証研究に要する経費等を計上。

15. 特別支援教育の在り方について（関係資料P. 32～P. 33）

- 現在、障害者権利条約の締結に向けて政府内で検討が進められており、平成22年6月29日閣議決定の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において示された教育分野の検討が必要として、文部科学省から中央教育審議会初等中等教育分科会に対し、審議要請。
- 現在、初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、審議中。同特別委員会は昨年12月に中間的な取りまとめとして、インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性や就学相談・就学先決定の在り方等について論点整理を公表。

16. 学校段階間の連携・接続等について

- 初等中等教育分科会の下に設置された「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」において、現在、中高一貫教育の検証・改善方策等について審議中。

<高等教育分野>

17. 教育の質の保証と向上（関係資料P. 34～P. 35）

○大学は、多様化する学生・社会からのニーズに的確にこたえつつ、学位を授与する自主的・自律的な存在として、その教育の質の確実な保証・向上に努めることが求められる。

（課題）

- ・ 体系性・一貫性ある学位プログラムの確立
- ・ 設置基準、設置認可審査、認証評価により構成される公的な質保証システムの改善
- ・ 国際的な視野に基づいた大学教育の質向上と、アジアをはじめとする国際的な大学連携

18. 大学の機能別の分化と大学間連携の促進（関係資料P. 34～P. 35）

○各大学が、グローバル、ナショナル、ローカルの各段階の多様なニーズに対応するため、それぞれのミッションに基づき、機能別に分化するとともに、多様な連携が進む中で、我が国全体の教育力を向上。

（課題）

- ・ 大学がどの機能に重点化しても、その努力が評価されるよう、①各大学のミッションに基づき、役割・機能等の積極的な発信（プロファイルの可視化）、②そうした取組に関する評価。
- ・ 様々な機能に着目した連携を通じて、大学が、地域の知的拠点として積極的に貢献。

19. 大学における教育研究基盤の強化について（関係資料P. 34～P. 35）

○各大学は、多様化する社会的課題と要請にこたえられるよう、自らが重点を置くべき役割・機能等を踏まえ、その組織・経営に関する基盤を強化することが求められる。

（課題）

- ・ 各大学の組織基盤の強化の在り方。
- ・ 各大学の将来の方向性を見据えた経営基盤の強化と、その支援の在り方。

20. 大学院教育における改善・充実について

○「グローバル化社会の大学院教育（答申）」（平成23年1月）において、「学位プログラムとしての大学院教育の確立」や「グローバルに活躍する博士の養成」を提言。今後、一層、体系的・集中的に大学院教育改革に関する施策を展開。（資料7-1参照）

<スポーツ・青少年分野>

2 1. スポーツ立国戦略について（関係資料P. 36）

- 今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示すものとして、平成22年8月に策定（文部科学大臣決定）。
- 「新しい公共」の理念の下、スポーツ界全体が連携・共同することによるトップスポーツと地域スポーツの「好循環」の創出を目指す。
- 中長期的に取り組むべき施策については、今後、中央教育審議会での審議を経て、新たに策定するスポーツ振興基本計画において具体的な実施計画を示すことが必要。

2 2. 子どもの体力の向上について（関係資料P. 36～P. 37）

- 子どもの体力は、昭和60年頃をピークとして低下傾向にあったところ、近年では緩やかな向上を示しているが、依然として低い水準。
- また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、中学生で運動する生徒としない生徒の二極化がみられた。
- これらに関して、今回の学習指導要領の改訂において、体育・保健体育については子どもの体力の低下傾向等に対応し、体育の授業時間数を増加するなどの改善を図った。
- その他、学校では地域の人材を活用するなど、運動・スポーツ活動の充実に取り組むとともに、家庭では、親子でともに運動やスポーツに親しめるような環境の構築に取り組むことなどが必要。

2 3. 青少年の体験活動の推進について（関係資料P. 38）

- 青少年の体験活動の機会の減少：公立施設は最近6年間で全体の約3割に当たる202施設が減少。学校以外の機関が行う自然体験に関する行事に参加する小学生の減少（H18：63.2%→H21：54.7%）。
- 平成21年11月の「事業仕分け」における、国立青少年交流の家及び青少年自然の家の自治体・民間への移管という結論を踏まえ、平成22年10月に「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」を設置。平成23年2月に今後の国立青少年教育施設の在り方について報告書を取りまとめ。
- 今後、平成20年4月の諮問「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」に関して、スポーツ・青少年分科会等でさらに検討予定。

教育費の現状と課題について

<教育振興基本計画（抜粋）>

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である。

家計負担の状況

● 家計の教育支出

- ・大学卒業までにかかる費用 全て国立：約1000万円、全て私立：約2300万円
- ・子どもが大学生の家庭では、貯蓄率がマイナスになっている。（図表1）
- ・アンケート調査によれば、教育費の高さは少子化の最も大きな要因の一つ

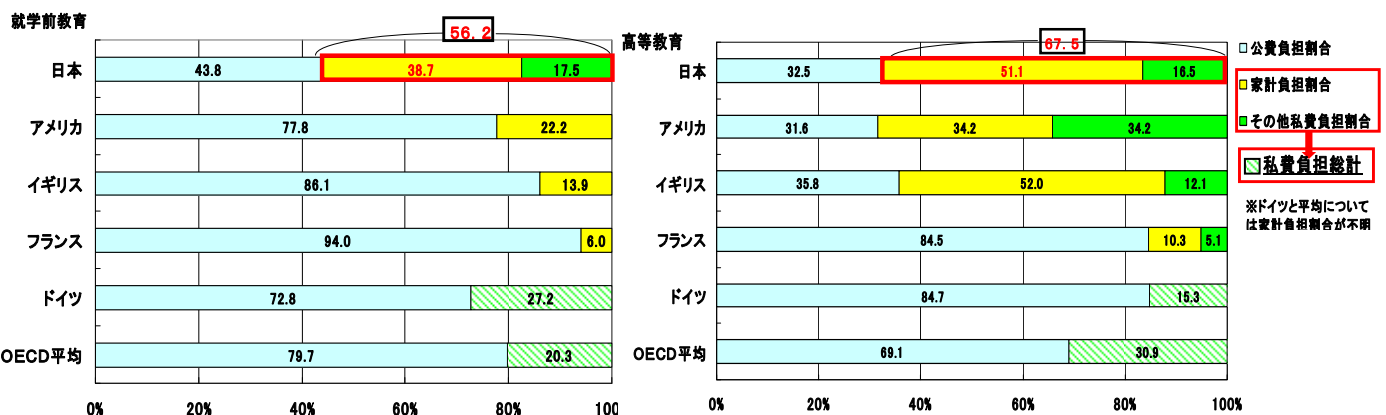
● 家庭の経済的・社会的状況の格差の影響

- ・経済的状況と学力や進路の格差
 - 就学援助を受けている生徒の割合が高い学校は、平均正答率が低くなる傾向
 - 両親の年収が高いほど4年制大学への進学率が高くなる。（図表2）

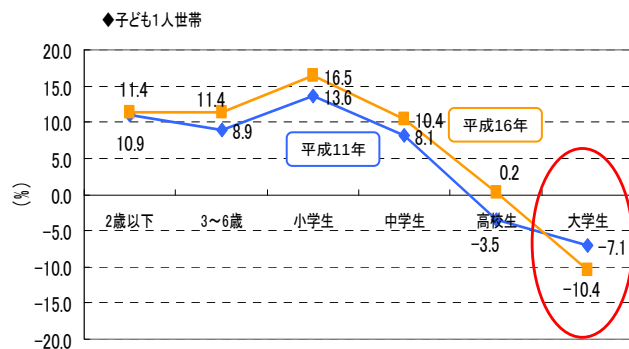
● 教育費の公費と私費の割合

- ・公費と私費（塾など、学校外教育費は除く）の割合は、私費の割合が大きい（特に就学前と高等教育）（図表3）

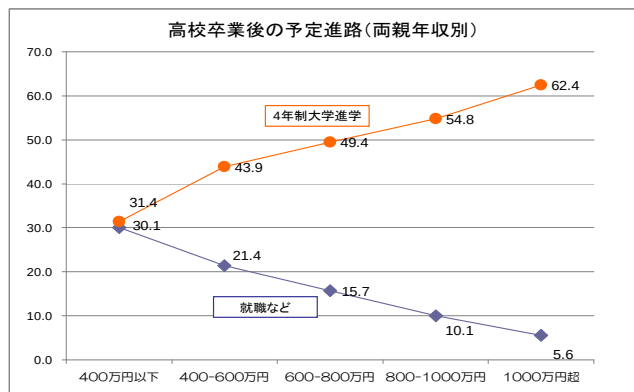
■（図表3）教育費の公私費負担割合の国際比較



■（図表1）子どもの成長段階と家計の貯蓄率



■（図表2）親の収入と高校卒業後の進路



国際的な動向

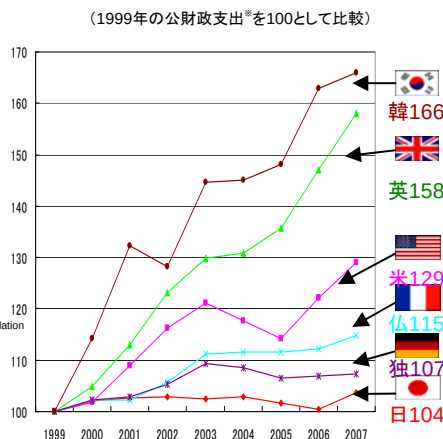
● 諸外国は教育への公財政支出を増加

- ・ 各国は少子化が進展するなか教育費を増加
- ・ 我が国だけが横ばい

■ 5～19歳人口の総人口 ■ 公財政教育支出の伸び率に占める割合

	2000年	2005年
日本	15.9%	14.5%
アメリカ	21.6%	21.1%
イギリス	19.2%	18.8%
フランス	19.3%	18.5%
ドイツ	16.5%	15.8%
韓国	22.3%	20.5%

出典: World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database より作成

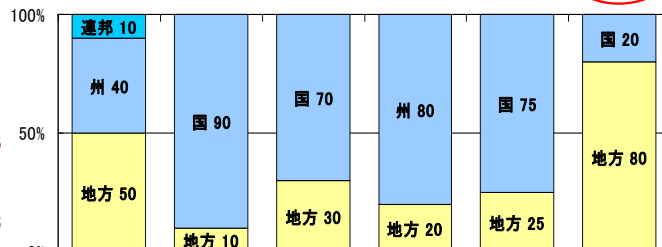


出典: Education at a Glance より文部科学省作成

● 国家レベルでの財政保障

■ 義務教育予算(人件費・運営費等)の歳入内訳

アメリカ イギリス フランス ドイツ 韓国 日本

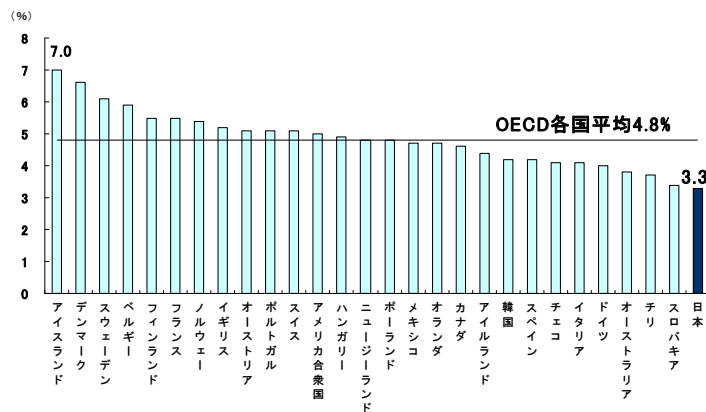


米 地方による学校税、連邦予算増加
 英 2006年より教員給与・運営費は全額国庫
 仏 教員給与は全額国庫
 独 教員給与は全額州負担(連邦制)
 韓 地方教育財政交付金(財源は国税・地方税に教育目的税)

我が国の教育投資の水準

● 国・地方を合わせた公財政支出はOECDで最低水準

■ 公財政教育支出の対GDP比

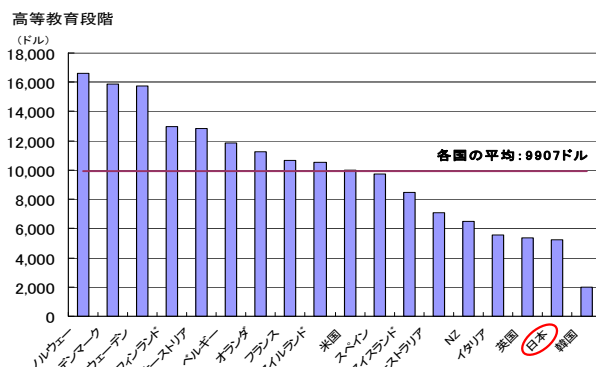
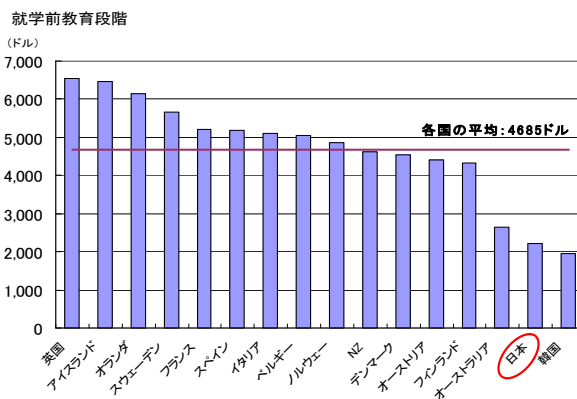


出典: Education at a Glance2010

● 公財政支出を一人あたりで見ても低水準

- ・ 特に就学前段階と高等教育段階では各国の半分以下

■ 在学者1人あたりの公財政教育支出



※一人あたりGDPが2万5千ドル以上の国に限定。

出典: Education at a Glance2010

熟議の取組 ～現場の課題解決と教育政策形成の好循環へ～



とは… 多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決・政策形成をしていくこと。

具体的には、

- ①多くの当事者(保護者、教員、地域住民等)が集まる
 - ②課題について学習・熟慮し、議論をする
 - ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まる
 - ④解決策が洗練される
 - ⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる
- というプロセスのことを言う。

【学校現場における熟議のイメージ】

子どもを巡る問題



問題の解決

リアル熟議(対面での熟議)



ハイブリッド
展開

- 教育現場の多様な当事者が様々なテーマで開催
- 昨年6月の本格展開以降、**全国各地50箇所超**で開催され、約3千人が参加
- 熟議の声は文部科学省の政策検討に活かすのみならず、**政令指定都市の中期計画に組み込まれる施策**が生まれているほか、**地域を巻き込んだコミュニティソリューションによる学校づくりにつながる事例**も生まれている。

ネット熟議(Webサイト上での熟議)



<http://jukugi.mext.go.jp/>

- 約**20テーマ**で熟議が実施され、全国**47都道府県・海外**(登録者約2千3百人)から**約1万4千件**の声が寄せられている。(ページビューは約190万件)
- 教員の資質能力の向上方策について、**審議会の検討に先立ち熟議を実施**(提案書として政務三役・中教審に報告)
- 「ICTの活用」の熟議等は、**審議会等と併行して実施**され、検討の土台にもなる等、政策形成過程で様々な活用

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（新規）

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」などの教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。

都道府県・市町村の委員会の一本化や合同研修の実施など、各地域の実情に応じた教育支援活動を有機的に組み合わせることで実施が可能

〈都道府県〉推進委員会の設置

- 域内の他事業との連携や総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動支援員等の研修の実施
- 子どもの健康等に関する指導助言 等

〈市町村〉運営委員会の設置

- コーディネーターの配置
- 活動内容、運営方法の検討
- 支援活動の実施

コーディネーター

・各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

安全管理員、教育活動支援員、 学習アドバイザー、スクールガード・リーダー等

・これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援、子どもの安全確保のための見守りや遊び、交流活動等を行う

参画・協力・支援 地域住民等

研修の実施

活動の実施

実施箇所 10,750箇所

【学校の支援活動】

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り など

【放課後等の支援活動】

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

放課後等の支援活動(放課後子ども教室)については、「放課後児童クラブ」と「放課後子どもプラン」として引き続き連携して実施

【家庭の支援活動】

- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供
- ・親子参加行事支援 など

地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、地域の教育力の向上を図る

「学校支援地域本部」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、文部科学省では、平成20年度から3年間、「学校支援地域本部事業」により、全国に先導的な取組を推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（国庫補助率：1/3）により、地方公共団体の取組を支援している。

仕組み

学校と地域をつなぐコーディネーターを置き、その連絡調整の下に地域住民がボランティアとして、学習や部活動の支援、環境整備、安全パトロール、学校行事の支援など、学校の教育活動を支援する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が学校の教育活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上につながるとともに、教員が教育活動により一層力を注ぐことができる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が広がり、自己実現や生きがいづくりにもつながる。そして、地域住民が学校の教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

「放課後子ども教室」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子どもが犠牲となる事件が発生し社会問題化したことや、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、子どもたちを安全・安心に健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、平成19年度に「放課後子ども教室推進事業」を創設し、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と連携して、総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」として推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」により、地方公共団体の取組を支援している。

仕組み

小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、放課後や週末等に、すべての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が子どもたちの活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、交流の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上がつながる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が広がり、自己実現や生きがいづくりにもつながる。そして、地域住民が子どもの教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

文部科学省における新卒者等の就職支援について

(1)新卒予定者雇用の現状

■ 今春卒業の新卒者の就職環境は、非常に厳しい。

●就職内定率

【新規大卒者等(平成22年12月1日時点)】 68.8%(前年度同月比4.3ポイント減)

【新規高卒者(平成22年11月末時点)】 70.6%(前年度同月比2.5ポイント増)

●大卒の就職内定率は、平成8年度の調査開始以降、過去最低

(2)政府における新卒者等への主な支援策

■ 新卒者雇用・特命チームにおける取組(平成22年8月24日 設置)

●チーム・リーダーは寺田総理補佐官。笠文部科学大臣政務官はサブ・リーダー

●昨年8月に、新卒者雇用に関する緊急対策を策定

●本年1月に、文科省・厚労省・経産省連携による「卒業前最後の集中支援」をとりまとめ

●同会合において、学生や企業等に対する菅総理メッセージを発出

■ 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

●キャリアカウンセラーの増員等による相談支援の強化

●就業力を向上させるための支援プログラムの充実 等を措置(文部科学省関係施策)

※このほか、総理、関係閣僚や産業界、労働界等からなる「雇用戦略対話」を開催

(3)文部科学省における新卒者等への主な支援策

①キャリアカウンセラーの増員(大学教育・学生支援推進事業)

平成22年度予算(46億円)に加え、昨年9月に閣議決定した予備費(7億円)を追加し、大学生等の厳しい雇用環境に対応するため、キャリアカウンセラーを増員し、学生の個々の能力や適性に応じたきめ細やかな就職相談を行うなど大学における就職支援体制を強化(248校→430校【昨年12月末現在】)

また、高等学校へのキャリアカウンセラー等の配置についても、都道府県教育委員会等に対して、厚生労働省の「緊急雇用創出事業」により造成された基金等の積極的な活用を要請(1,441人→1,499名【昨年11月末現在】)

②就業力向上のための支援プログラム(大学生の就業力育成支援事業)

産業界との連携による課題解決型授業など、学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた優れた取組を支援する、「大学生の就業力育成支援事業」の選定件数を拡充(当初予定していた130件を上回る180件を選定)

③その他の取組

- ・就職内定率の悪化を受け、笠政務官名で、大学や都道府県教育委員会等に対し、ハローワークとの連携を一層強化するなど就職支援の強化を要請(平成22年10月)
- ・「新卒者等の就職採用活動に関する懇話会」において、高木大臣出席のもと、大学や産業界を交えて学生を取り巻く雇用問題等について意見交換(平成22年11月)
- ・未内定者への支援のため、文科省・厚労省・経産省の連携による「卒業前最後の集中支援」について、笠政務官名で大学や都道府県教育委員会等に対して就職支援の強化を要請(平成23年1月)

(4)就職活動の早期化・長期化への対応

- ・文部科学・厚生労働・経済産業の3大臣連名で、就職・採用活動の早期化・長期化の抑制について、主要経済団体・業界団体に要請(平成22年10月)
- ・高木大臣が以下の主要経済団体へ直接要請(平成22年10月)
 - 日本商工会議所(岡村 正 会頭) / 日本経済団体連合会(米倉 宏昌 会長)
 - 全国中小企業団体中央会(鶴田 欣也 会長) / 経済同友会(桜井 正光 代表幹事)
- ・上記のような動きを受け、早期化・長期化の是正に向け、経済団体や大学側において様々な動きが出ているところ

中央教育審議会（平成 23 年 1 月 31 日答申）
「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
～提言のポイント～

課 題

- 若年者の高い失業率・早期離職率、若年無業者の存在等
「学校から社会・職業への移行」や「社会的・職業的自立」に課題。
- 若者個人の問題ではなく、産業構造や就業構造の変化等社会全体を通じた構造的問題。
各界が役割を発揮し、一体となった取組が必要。
- その中で学校教育は重要な役割を果たすもの。
学校におけるキャリア教育・職業教育の充実が必要。



基本的方向性

- ①幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進
- ②実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価
- ③生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会充実、中途退学者等支援）

「キャリア教育」：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

「職業教育」：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

主な充実方策

高等学校（特に普通科）

- 進路指導の実践の改善・充実
- 普通科における職業科目の履修機会の確保

など

高等学校（専門学科）

- 長期実習等実践的な教育活動の実施、実務経験者の登用

- 専攻科の具体的基準等の明確化、高等教育機関との接続

など

大学・短期大学

- 教育課程の内外を通じた社会的・職業的自立に向けた指導等の実施

- 養成する人材像・能力の明確化、実践的な教育の展開

など

高等専門学校

- 産業界との連携による先導的取組の促進や地域のニーズを踏まえた新分野への展開

- 専攻科の位置付けの明確化と大学院への接続・学位授与の円滑化の検討

など

専門学校

- 早期から十分な職業理解や目的意識を持たせた上での一人一人のキャリア形成支援

- 「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

など

**高等教育における
「職業実践的な教育に
特化した枠組み」**

- ①新たな学校種の創設、②既存の高等教育機関における活用、を念頭に今後詳細に検討

家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等と連携
各界が各々役割を発揮し、学校と一体となった取組が重要

地域主権改革の動き

○平成21年11月 内閣府に「地域主権戦略会議」設置

議長：内閣総理大臣 副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）

構成員：副総理、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）、その他内閣総理大臣が指名する国務大臣（内閣府特命担当大臣（「新しい公共」））、内閣総理大臣が指名する有識者

○平成22年3月 地域主権改革関連三法案を平成22年通常国会へ提出

→継続審議

●第1次地域主権一括法案

〈文科省関係の法改正事項〉

- ・市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可制を届出制に移行
- ・国等の所有地における埋蔵文化財の発掘に係る関係省庁への協議の廃止
- ・へき地学校等の指定基準及びへき地手当の支給に係る基準の条例への委任
- ・学校運営協議会を行う学校の指定に係る市町村委から都道府県委への事前協議の廃止
- ・認定こども園の認定に係る要件を「従うべき基準」を定めた上で条例委任

○平成22年6月 「地域主権戦略大綱」閣議決定

- ①義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）
- ②基礎自治体への権限移譲
- ③ひも付き補助金の一括交付金化 等が盛り込まれた。

＜①②に関する文部科学省関係事項＞

①義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）

- ・専修学校の設置基準等の見直し
- ・公立高等学校の収容定員基準の廃止
- ・公民館運営審議会委員に係る委嘱基準の条例委任（※）
- ・図書館協議会委員に係る任命基準の条例委任（※）
- ・博物館協議会委員に係る任命基準の条例委任基準（※）
（※条例委任の基準は「参酌すべき基準」とする。）
- ・公私協力基本計画の内容の一部例示化

②基礎自治体への権限移譲

- ・市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定に関する検討

→大綱に盛り込まれた義務付け・枠付けの見直し等の法律改正事項については、所要の一括法案を平成23年通常国会に提出することとされている。

一括交付金について

■「地域主権戦略大綱」（平成22年6月閣議決定）＜抜粋＞

ひも付き補助金の一括交付金化

（基本的考え方）

- ・一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとする。
- ・補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

（対象範囲の整理方針）

- ・社会保障・義務教育関係—「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り使途の拡大や手続の簡素化等に努める。

（導入のための手順）

- ・平成23年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
- ・また、国と地方の協議の場合等において、地方と協議する。

一括交付金化のスケジュール

- 「投資」については23年度以降段階的に実施、「経常」については24年度以降段階的に実施
- 「投資」関係の地方向け補助金等について、全体として都道府県・市町村分をあわせて1兆円強、初年度は都道府県分を先行し、その半分程度を目標に、一括交付金の対象を検討することとされている。

平成23年度予算案における対応

- 内閣府において、「地域自主戦略交付金」（仮称）として、約5,120億円が計上されている。

【参考】文部科学省関係の「地域自主戦略交付金」（仮称）対象事業

学校施設環境改善交付金の都道府県分のうち、

- ・都道府県立高等学校の産業教育施設整備
- ・都道府県立学校の地上デジタル放送受信のためのアンテナ等工事
- ・都道府県立の社会体育施設整備

（合計：約10億円）

公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金

(前年度予算額 3,933億円)
平成23年度予算額(案) 3,922億円

趣 旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

制度概要

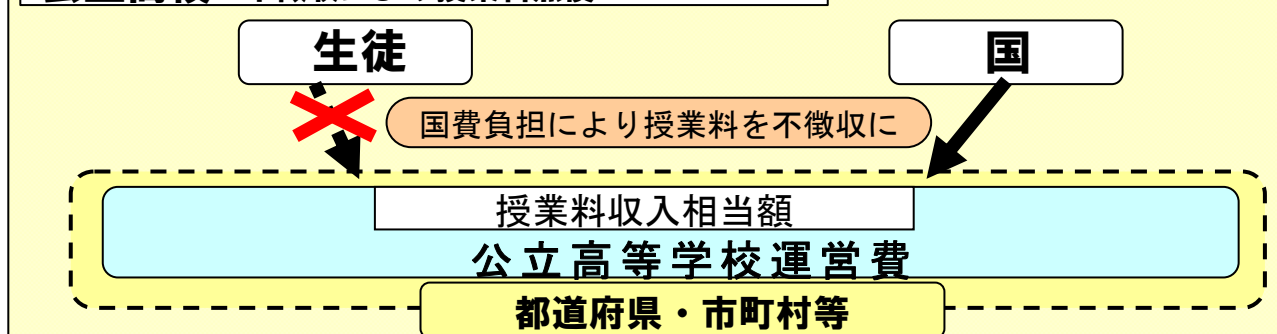
- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの(対象となる学校については、告示で定める)
- 公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とすることに伴い、これまでの授業料に相当する経費を地方公共団体に対して国費により負担
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得(市町村民税所得割額により判断)に応じて、助成金額を1.5～2倍した額を上限として助成する

市町村民税所得割非課税(年収250万円未満程度*を想定) 237,600円(2倍)

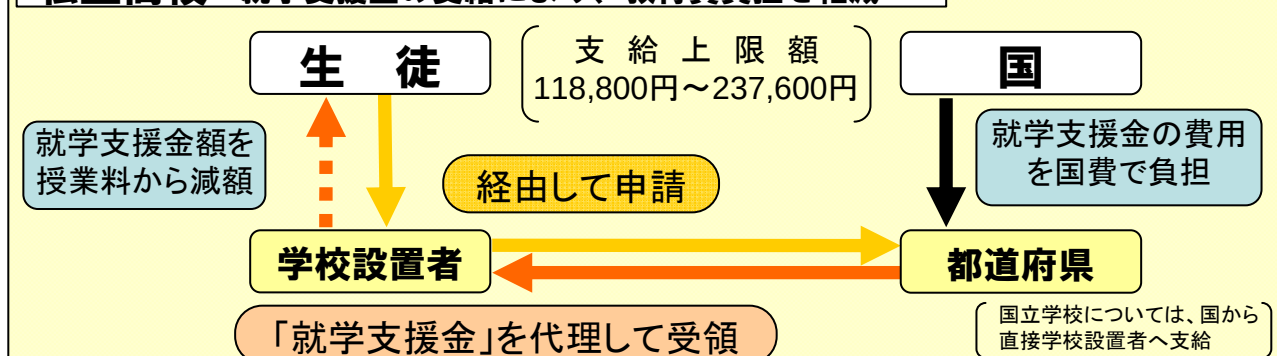
所得割額18,900円未満(年収250～350万円未満程度*を想定) 178,200円(1.5倍)

【*両親と子ども2人の世帯の場合】

公立高校－不徴収により授業料無償－



私立高校－就学支援金の支給により、教育費負担を軽減－



公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣 旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概 要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずる。

(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人			40人		

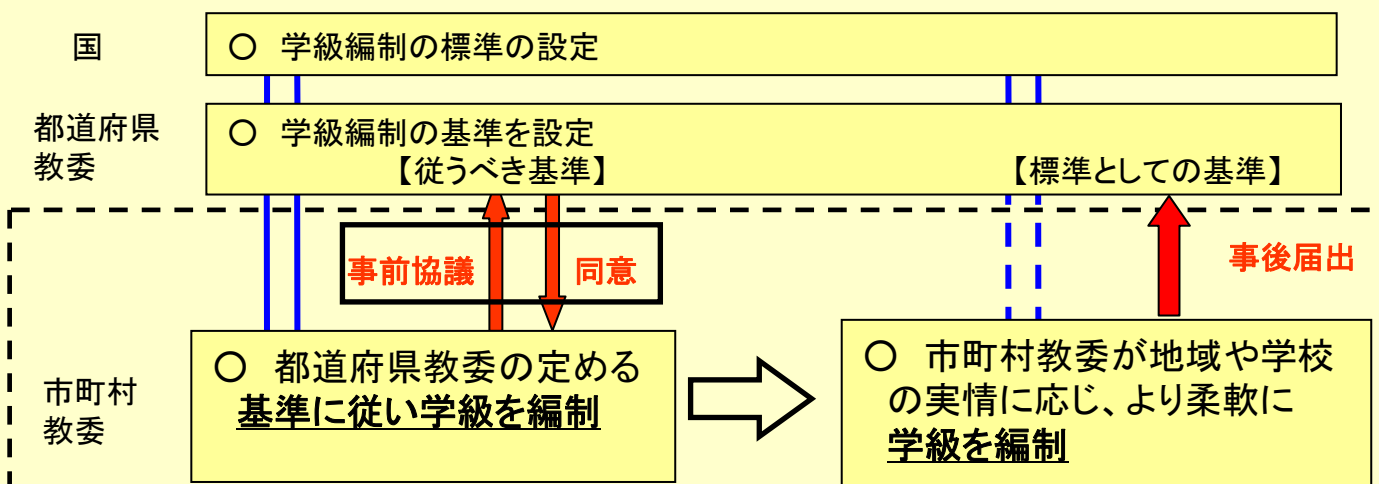
(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 一 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とする。
 - 一 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】

【現行】

【改正案】



※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

3. 施行期日

2(1)については、平成23年4月1日、2(2)については平成24年4月1日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に係る参考資料

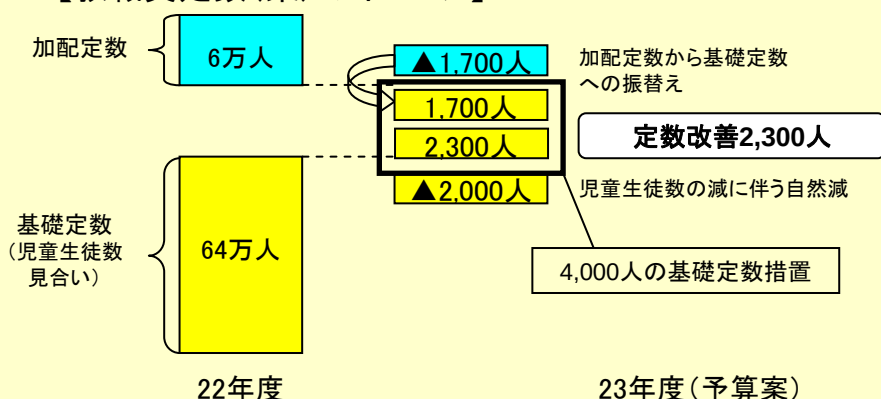
予算(案)による定数改善の内容

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

※ 既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※ 少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。

【教職員定数(案)のイメージ】



平成23年度義務教育費国庫負担金について(国家戦略担当・財務・文部科学3大臣合意) (平成22年12月17日)

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な方針に沿って扱うものとする。

1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する(4,000人の教職員定数を措置)。
2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部(1,700人)を活用する。
3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
4. 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討する。

【参考】義務教育費国庫負担制度

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

- ・市町村が小中学校を設置・運営。
- ・都道府県が教職員を任命し、給与を負担(2/3負担)
- ・国は教職員給与費(※)の1/3を負担。

※公立義務教育諸学校の教職員(約70.4万人:小学校42.2万人、中学校24.1万人、特別支援学校4.1万人)の給与費

教員の資質能力の向上について

教員の資質能力の向上については、日頃の教育実践や教員自身の研鑽を基本としつつ大学等における「養成」、都道府県・指定都市教育委員会等による「採用」、そして教員になってからの「研修」という各段階を通じて、様々な施策が体系的に行われている。

教員養成・採用・研修等の各段階を通じた教員の資質向上

●大学における養成が原則

●教職課程の認定を受けた学科等において、教科に関する科目、教職に関する科目などを修得することにより、採用当初から学級や教科を担当し、教科指導、生徒指導等を実践するために必要な最小限の資質能力を養成

養成

採用

●都道府県・指定都市教育委員会等において採用選考試験を実施

●多面的な人物評価の一層の推進
・面接試験・実技試験の重視
・様々な社会体験等の評価

研修

●都道府県教育委員会等における研修

・初任者研修
・10年経験者研修
・教職経験者研修 等

●国(教員研修センター)における研修

・各地域において中心的な役割を担う教職員に対する学校管理研修
・喫緊の重要課題研修 等

適切な人事管理

●指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用

●新しい教員評価システム ●優秀教員表彰

近年の取組

●教員養成課程の改善(「教職実践演習」の導入等)

●教職大学院の設置

・大学院段階における教員養成課程を充実し、高度かつ実践的な教員養成を行う

●教員免許更新制の実施

・教員が定期的に最新の知識技能を身につけることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。

・免許状に10年の有効期間を定める。有効期間の満了までの2年間に、30時間以上の免許状更新講習を修了することが必要。(教員免許更新制の在り方については、教員の資質向上方策の総合的な見直しの中で検討を行う。)

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討

●平成22年6月3日、中央教育審議会に諮問

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

・中教審「教員の資質能力向上特別部会」において審議中

(平成23年1月審議経過報告のとりまとめ)

●審議経過報告の主な内容

① 教員養成の修士レベル化について、今後検討を進める

② その際、例えば、当面は学士課程修了者に「基礎免許状(仮称)」を付与し、教員として採用された後に、必要な課程等を修了すれば、修士レベルの資格である「一般免許状(仮称)」を付与することも検討する

③ また、「専門免許状(仮称)」を創設することについて検討する

●関連施策(平成23年度予算(案))

・教員の資質能力向上に係る調査検討事業に係る経費を計上(34百万円)

・大学における教員の現職教育への支援を行うための経費を計上(136百万円)



●教員の質を充実させることにより教員の教育力を向上させ、質の高い教育を実現

中央教育審議会 教員の資質能力向上特別部会

一審議経過報告のポイント

取り組むべき課題・基本的な改革の方向性

学校を取り巻く状況

- 教員が対応すべき課題の多様化(学力の向上、生徒指導上の諸課題、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用など)
- 家庭・地域とのより緊密な連携の必要性
- 今後10年間に教員全体の約3分の1が退職し、経験の浅い教員が大量に誕生(先輩教員から新任教員への知識・技能の伝承が困難に)
- 教員免許状取得者数と教員採用者数が大きく乖離(例えば、平成17年度大学等新規卒業者の中学校教員採用者数は中学校教員免許状取得者数の約25分の1)
- 教育実習の期間が諸外国に比べて少ない(日本:2~4週、アメリカ:12週以上(22州)、イギリス:4年制養成課程で32週以上、教職専門課程(1年)で18~24週)
- 新任教員に実践的指導力やコミュニケーション力等が十分身につけていないとの指摘(校長の4割以上は、殆どの項目について新任教員は力不足と評価)

教員に求められる資質能力

- 高度な専門性と社会性、実践的指導力、コミュニケーション力、チームで対応する力
- 一斉指導のみならず、創造的・協働的な学び、コミュニケーション型の学びに対応できる力

◇ 教員が身に付けるべき資質能力について、教職生活の段階毎に考え、専門性や社会性向上のための専門職基準としてより明確に示すことについて検討

教員が教職生活全体を通じて不断に資質能力を高めていくことを支援するシステムづくりが必要
教員集団(チーム)をまとめていく校長のリーダーシップ・マネジメント能力がこれまで以上に必要

教員の養成・採用・研修の各段階についての総合的・一体的な検討

教員免許制度

教職生活全体を通じて教員の資質能力向上を図ることを支援する制度に改革

◇「基礎免許状(仮称)」「一般免許状(仮称)」創設の検討

当面は、学士課程修了者に基礎的な資格(「基礎免許状(仮称)」)を付与し、教員採用後に、必要な課程等を修了すれば修士レベルの資格(「一般免許状(仮称)」)を付与することも含め、教員養成の修士レベル化について検討

◇「専門免許状(仮称)」創設の検討

教職生活を通じて、より高い専門性と社会性を身につけることを支援するため、一定の専門性(*)を公的に証明する「専門免許状(仮称)」の創設について検討

(* 学校経営、生徒指導、教科指導、特別支援教育など)

◇ 教員免許更新制について、教員が自発的かつ不断に専門性を高めることを支援する新たな制度への移行を視野に入れた検討

◇ 教員免許更新制と10年経験者研修との関係整理

◇ 「義務教育免許状」や「中等教育免許状」など、複数の学校種をまとめた免許状を創設することの是非についての検討

教員養成

大学における教員養成教育の質的充実とともに、学士課程修了後も、高度な実践的指導力を身に付けるための学びを継続する教員養成制度が必要

◇ 学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程等での学修を要すること(「修士レベル化」)について、今後検討

◇ 課程認定審査の厳格化等を通じた、教員養成の質の保証

◇ 修士レベル化については、養成規模や大学の組織体制、学生の経済的負担軽減の在り方も併せて検討

総合的・一体的検討

採用

◇ 様々な段階で社会人等が、その専門性を活かしつつ、教員を志せるようにするため、学士の教職課程を修了していない者を対象とした修士レベルの課程を設けることについて検討

◇ 教員の年齢構成の歪み(30代・40代が少ないこと)の改善

◇ 臨時的任用教員や非常勤講師の採用・配置の在り方の検討

研修

教職生活全体を通じて教員の資質能力向上を図っていくことを支援する研修制度が必要

◇ 初任者研修について、養成期間と初任者の時期について複合的に検討(初任者研修の発展的解消も視野に)

◇ 任命権者・大学が連携した研修の在り方や、研修の受講成果を「専門免許状(仮称)」の取得単位の一部とすること等について検討

◇ 国と地方の適切な役割分担

◇ 校内研修や自主研修の活性化

校長のリーダーシップ・マネジメント能力

◇ 教職大学院等での学校経営を中心とした専攻・コースの充実を図るとともに、国や都道府県等の教員研修のためのセンター等において「マネジメント型」管理職養成の実施

教育委員会・大学等の関係機関の連携・協働

関係機関や地域社会による連携・協働がより広範かつ確実に行われるような仕組みの構築が必要

(例)

◇ 大学の教職課程の認定や評価

◇ 「専門免許状(仮称)」授与の際の履修履歴の評価

◇ 大学と教育委員会が連携した研修の実施

新しい学習指導要領

文部科学省においては、教育基本法の改正等を踏まえ、幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等の改訂を行いました。

改訂スケジュール

平成20年1月17日

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」

平成20年3月28日 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を改訂

平成21年3月9日 高等学校・特別支援学校学習指導要領等を改訂

学習指導要領の改訂のポイント

1. 学習指導要領改訂の基本的な考え方

- ①教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- ②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
- ③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

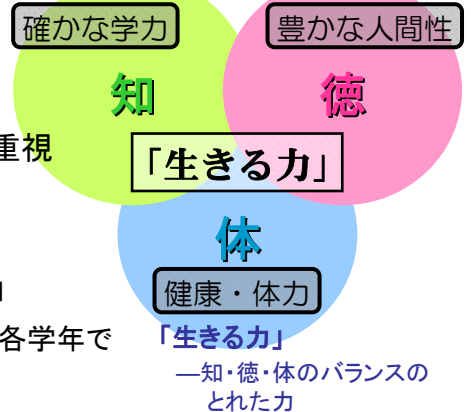
2. 授業時数の増加(小・中学校)

- 国語、社会、算数・数学、理科、体育・保健体育の授業時数を約10%増加
- 週当たりのコマ数を小学校低学年で週2コマ、小学校中・高学年、中学校各学年で週1コマ増加

3. 教育内容の主な改善事項

- ①言語活動の充実
- ②理数教育の充実
- ③伝統や文化に関する教育の充実
- ④道徳教育の充実
- ⑤体験活動の充実
- ⑥外国語教育の充実

※特別支援学校については、幼・小・中・高等学校に準ずる改善を図るほか、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実



実施スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	先行実施 算数、理科	総則等	全面実施		
中学校	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
高等学校	告示	周知・徹底	先行実施	総則等 先行実施(年次進行) 数学、理科	年次進行 で実施	

※特別支援学校については、幼・小・中・高等学校に準じて実施

新しい教育課程にむけた留意点

- 移行措置の適切な実施
- 保護者等も含めた新学習指導要領の趣旨・内容の周知・広報
- 教育課程の編成・実施におけるPDCAサイクルの確立
- 教育委員会の適切な取り組み
・指導計画、指導案、教材等のモデルの共有化と授業づくりに関する相談指導の充実 等

新学習指導要領の円滑な実施に向けた支援策

(平成23年度予算案)

指導環境の整備

- 指導体制整備
・教職員定数の改善
- 教材整備事業
・理科教育等設備整備費補助 等
- 教科書の充実

各教科等の充実

- 道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 理数教育の支援
- 外国語教育の充実
- 中学校武道の必修化に向けた条件整備

各教科等横断で取り組む重要事項

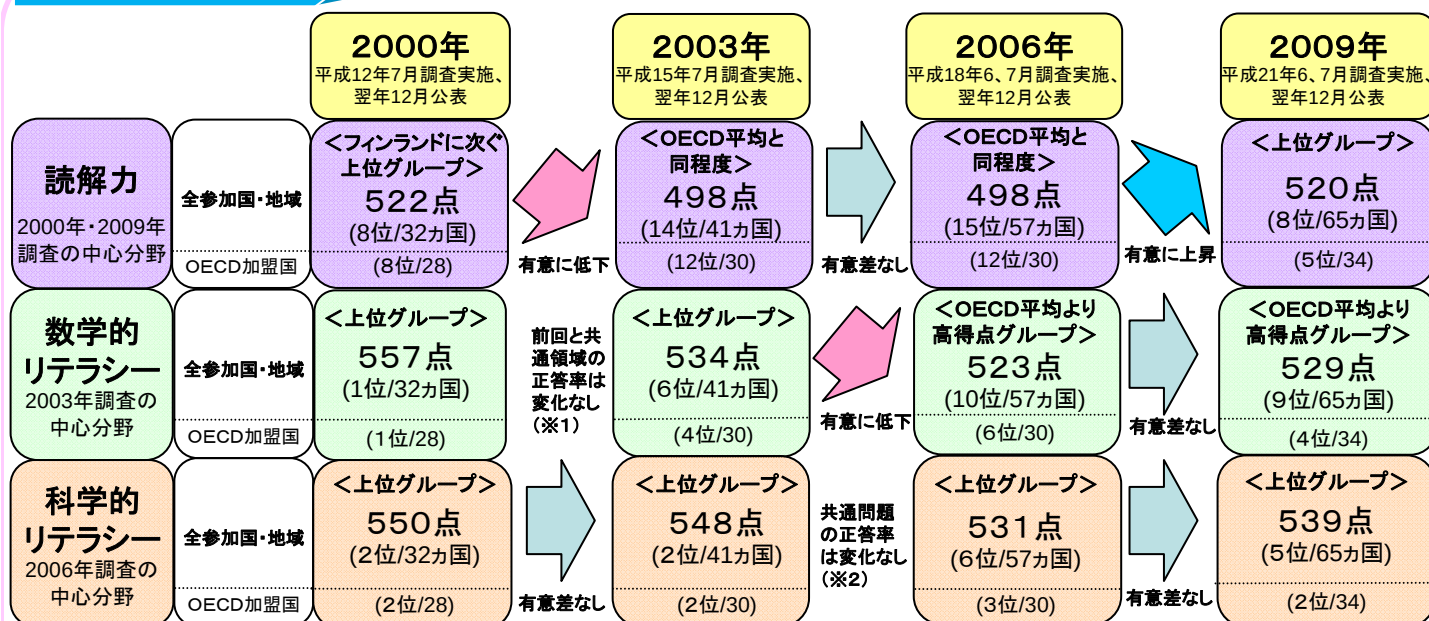
- 教育の情報化の推進
- コミュニケーション教育の推進
- その他

OECD生徒の学習到達度調査(PISA)2009年調査

調査概要

- 義務教育修了段階の15歳児(高校1年生)を対象。65か国・地域から約47万人が参加。
- 知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価。

これまでの推移



※1 2000年、2003年の共通領域の結果で比較

※2 出題の枠組みが変わったため、比較可能な共通問題の結果で比較

PISA2009の結果

○読解力を中心に我が国の生徒の学力は改善傾向にある。

〔・各リテラシーとも、2006年調査と比べて、レベル2以下の生徒の割合が減少し、
レベル4以上の生徒の割合が増加している。〕

○しかしながら、トップレベルの国々と比べると成績の下位層が多い。

○読解力については、必要な情報を見つけ出し
取り出すことは得意だが、それらの関係性を
理解して解釈したり、自らの知識や経験と結び
付けたりすることがやや苦手である。

(「情報へのアクセス・取り出し」530点(平均正答率74%)、

「統合・解釈」520点(平均正答率62%)、「熟考・評価」521点(平均正答率59%))

(例)読解力の習熟度レベル別割合

	レベル 1以下	レベル 2	レベル 3	レベル 4以上
日本	13.6%	18.0%	28.0%	40.4%
韓国	5.8%	15.4%	33.0%	45.8%
フィンランド	8.1%	16.7%	30.1%	45.1%
香港	8.3%	16.1%	31.4%	44.3%

○「趣味で読書をする~~ことは~~ない」生徒の割合は、2000年調査から減少

(55.0% → 44.2%)したものの、諸外国(OECD平均37.4%)と比べると依然として多い。

平成22年度全国学力・学習状況調査の結果について

【調査概要】

- 平成22年4月20日実施，7月30日結果公表（提供は教育委員会：7月30日，学校：8月2日）
- 小学校第6学年，中学校第3学年の児童生徒（約74万人）が対象
（95%の確率で，各都道府県の平均正答率が，誤差1%以内の精度（抽出率約30%））
- 対象教科は国語，算数・数学（児童生徒と学校に対する質問紙調査も実施）
- 「知識」と「活用」（知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力など）に関する問題を出題

【結果概要】

教科に関する調査の結果

- ◎ 「活用」に関する問題で，記述式問題を中心に課題が見られる。
※資料や情報に基づいて自分の考えや感想を明確に記述すること，
日常的な事象について，道筋を立てて考え，数学的に表現すること 等
 - ◎ 各設問を個別に見ると，「知識」に関する問題においても継続的な課題が見られる。
※文の構成を理解し，伝えたい内容を適切に書いたり，推敲したりすること，
割合や比例など，2つの数量の関係を理解すること 等
- 思考力・判断力・表現力等といった，知識を活用する力と合わせ，基礎的・基本的な知識・技能もしっかりと定着させることが重要。
- ◎ 中学校調査のうち，19年度調査を踏まえた問題において，小学校調査から引き続き課題が見られるものがある。
※スピーチなどにおける話し方の工夫をとらえる，円の面積をもとめる 等
- 小学校・中学校を通じた継続的な指導が必要。

質問紙調査の結果（児童生徒）

- ◎算数の勉強が好きな小学生の割合が21年度と比べやや低くなるなど，今後注意して見ていくべき項目もあるが，関心・意欲・態度，宿題，基本的生活習慣等の多くの項目で肯定的な回答をした小中学生の割合が高くなっている。
- ◎3歳から6歳までの間に，「幼稚園に通っていた」，「保育所に通っていた」，「どちらにも通っていなかった」小中学生の順に，正答率が高い傾向が見られる。

質問紙調査の結果（学校）

- ◎国語，算数・数学の宿題をよく与える，宿題の評価・指導をよく行う，国語の指導として書く習慣を身に付ける授業を行う，PTAや地域の人々の参加等，学力向上のための取組等が増加。
- ◎家庭学習の取組として，調べたり文章を書いたりしてくる宿題を出していた学校の方が平均正答率が高い傾向が見られる。

平成23年度以降の全国的な学力調査の在り方について (検討状況 概要)
--

1. 調査目的

- 平成22年度全国学力・学習状況調査の調査目的は今後も極めて重要であり、このような調査目的を実現するための全国的な学力調査の実施は今後も継続すべき

2. 対象学年・実施時期

- 小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒とすることが適当
- 過去4回の調査で定着してきた4月下旬を基本とすることが適当

3. 対象教科

- 平成24年度から追加を検討する教科については、小学校及び中学校の「理科」とすることが適当

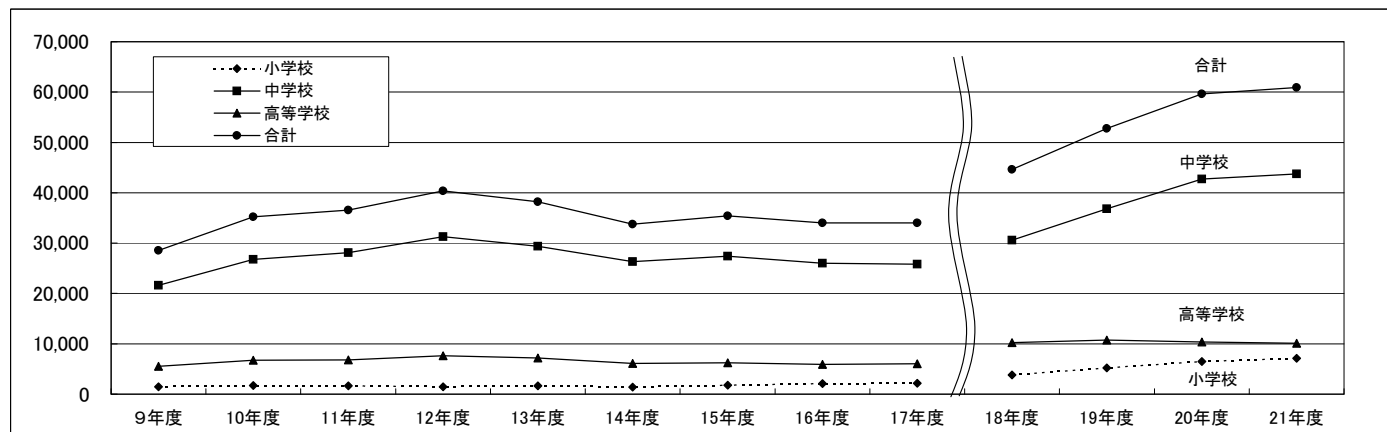
4. 調査方式

- 都道府県が教職員の給与費を負担すると共に広域での人事を行うなどの役割と責任を有していることなどにかんがみ、公立の都道府県別の結果までを統計上有意なレベルで把握できる約30%の抽出率で調査を実施
- 平成22年度調査において、抽出対象外となった学校の約6割が、希望利用方式の利用を希望。市町村や学校におけるニーズを反映しており、当面、抽出調査を調査方式とするのであれば、希望利用方式を併用することが必要
- 当面は、平成22年度調査で用いた調査方式により、現在求められている調査目的の実現を図るとともに、毎年度の調査実施後に、事業評価に基づいた継続的な見直しを行う。あわせて、調査方式について提起されている①抽出率を縮減する意見、②数年に1度は悉皆調査を実施する意見などの様々な意見について、具体的な検討を継続し、よりよい調査方式を目指すことが必要

5. 実施頻度

- 当面、平成22年度調査の調査目的や調査方式を継続する限り、「国語」、「算数・数学」について、毎年度本調査の実施を続けることが適当
- 教科追加する場合は、学校の負担増を懸念する意見に配慮し、実施頻度は、例えば、3年に一度とし、毎年度実施教科を入れ替えて実施することも考えられる

○学校内外における暴力行為発生件数の推移

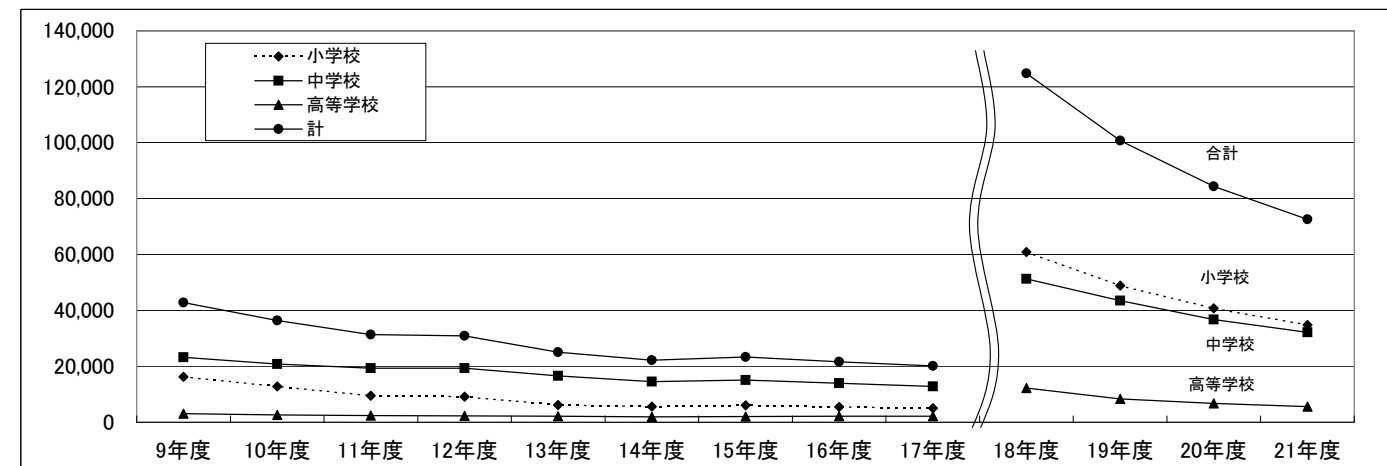


	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	1,432	1,706	1,668	1,483	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,803	5,214	6,484	7,115
中学校	21,585	26,783	28,077	31,285	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796	30,564	36,803	42,754	43,715
高等学校	5,509	6,743	6,833	7,606	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	10,254	10,739	10,380	10,085
合計	28,526	35,232	36,578	40,374	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	44,621	52,756	59,618	60,915

(注1) 平成18年度から、公立学校に加え、国・私立学校も調査。

(注2) 暴力行為を「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」として調査。なお、本調査においては、「当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無にかかわらず」暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

○いじめの認知(発生)件数の推移



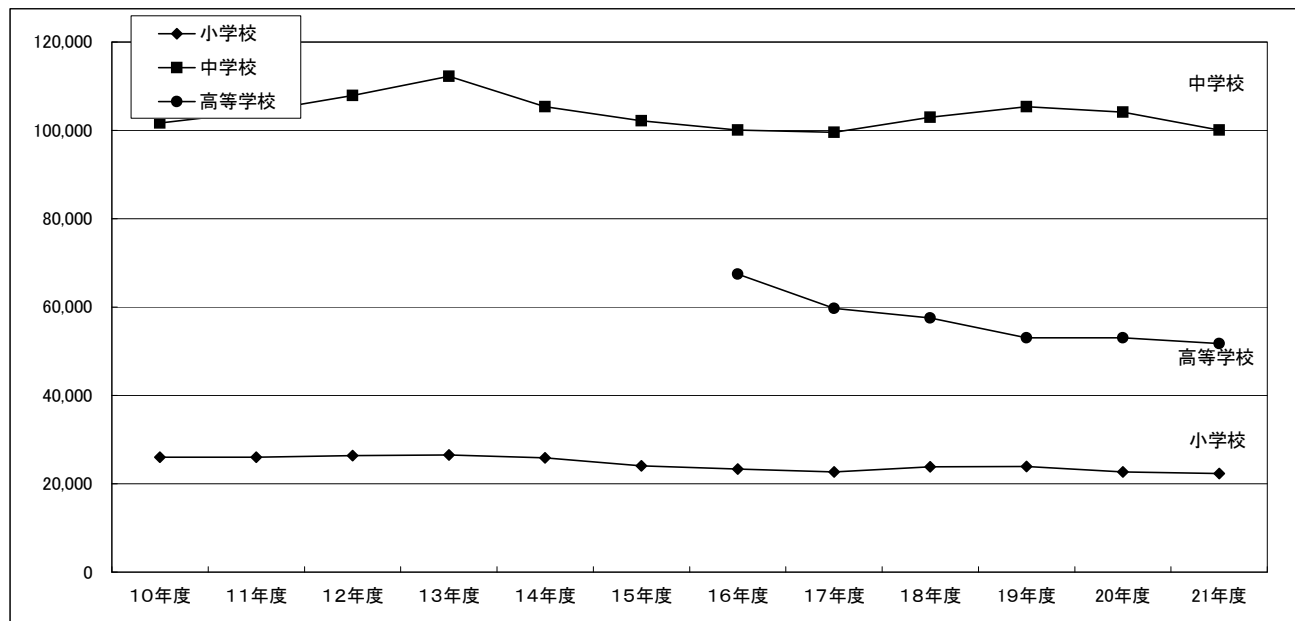
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087	60,897	48,896	40,807	34,766
中学校	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794	51,310	43,505	36,795	32,111
高等学校	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191	12,307	8,355	6,737	5,642
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	159	161	123	106	77	78	71	84	71	384	341	309	259
計	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205	23,351	21,671	20,143	124,898	101,097	84,648	72,778

(注1) 平成18年度から、公立学校に加え、国・私立学校も調査。

(注2) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

(注3) 平成18年度から、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」として調査。

○国・公・私立小中高等学校における不登校児童生徒の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	26,017 (0.34)	26,047 (0.35)	26,373 (0.36)	26,511 (0.36)	25,869 (0.36)	24,077 (0.33)	23,318 (0.32)	22,709 (0.32)	23,824 (0.33)	23,927 (0.34)	22,652 (0.32)	22,327 (0.32)
中学校	101,675 (2.32)	104,180 (2.45)	107,913 (2.63)	112,211 (2.81)	105,383 (2.73)	102,149 (2.73)	100,040 (2.73)	99,578 (2.75)	102,940 (2.86)	105,328 (2.91)	104,153 (2.89)	100,105 (2.77)
小中合計	127,692 (1.06)	130,227 (1.11)	134,286 (1.17)	138,722 (1.23)	131,252 (1.18)	126,226 (1.15)	123,358 (1.14)	122,287 (1.13)	126,894 (1.18)	129,255 (1.20)	126,805 (1.18)	122,432 (1.15)
高等学校	-	-	-	-	-	-	67,500 (1.82)	59,680 (1.66)	57,544 (1.65)	53,041 (1.56)	53,024 (1.58)	51,728 (1.55)

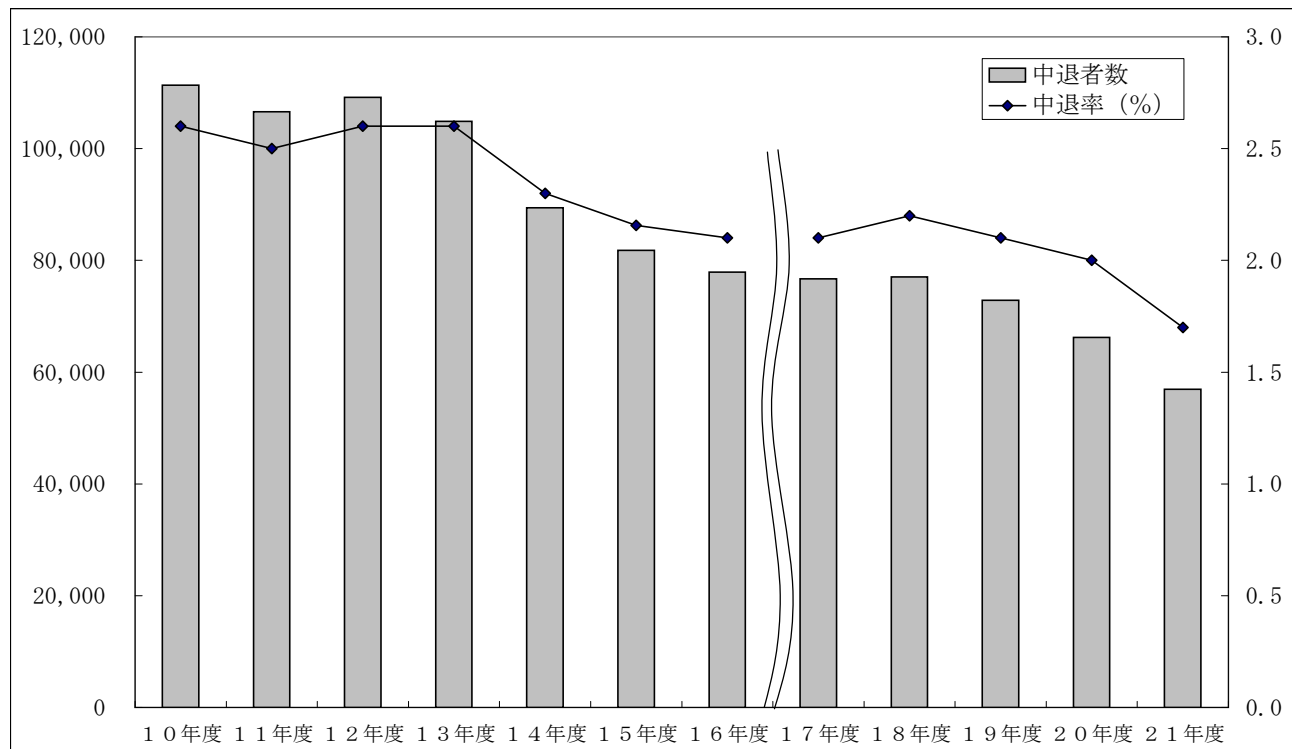
(注1) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

(注2) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合(%)

(注3) 平成21年度の値は確定値

(注4) 高等学校は、平成16年度から調査

○高等学校における中途退学者数の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中退者数	111,372	106,578	109,146	104,894	89,409	81,799	77,897	76,693	77,027	72,854	66,243	56,947
中退率 (%)	2.6	2.5	2.6	2.6	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2	2.1	2.0	1.7

(注) 調査対象は平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国・公・私立高等学校

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
海江田 万里 経済産業大臣
藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主 査】末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日
少子化社会対策会議決定

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
- ◆ 基礎自治体（市町村）の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携